

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年11月22日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	山梨県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.pref.yamanashi.jp/koukoukyo/mynumber.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学した後に再び高等学校等であって公立のものに入学した者に対する就学支援金法第三条第一項に規定する高等学校等就学支援金に相当する額の支給に関する事務のうち規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	91	
③ 番号法別表第2の項	113	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山梨県個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第7の項 高等学校等を退学した後に再び高等学校等であって公立のものに入学した者に対する就学支援金法第三条第一項に規定する高等学校等就学支援金に相当する額の支給に関する事務のうち規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成26年4月1日 文部科学大臣決定)及び高等学校等就学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の取扱いについて(令和2年4月1日 元文科初第1797号)に基づき、公立高等学校に在学する生徒の学び直し支援に要する経費(高等学校の授業料)に対し、予算の範囲内において山梨県公立高等学校学び直し支援金(以下「学び直し支援金」という。)を支給することについて、必要な事項を
⑦ 独自利用事務の関連規範		山梨県公立高等学校学び直し支援金支給要領